

令和7年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見

日頃より、本町の農業振興に対する取組を積極的に展開されるとともに、農業委員会活動についても、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業・農村は、安心安全な農作物の生産・供給を通じて、私たちが生きていく上で欠かせない「食」を支えているだけではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な多面的機能を有しています。

しかしながら、近年、農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害の拡大など、大きな課題に直面しております。さらには、世界的な原油・原材料の高騰や円安による生産資材の価格高騰の継続、農畜産物の価格低迷、異常気象による農作物への被害等が深刻な打撃を与えており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、魅力ある農業と活力ある農村を維持し、次の世代へ繋げていくためには農業経営の安定化を図り、意欲ある担い手を育成し、農地利用の集積・集約化に努めていかなければなりません。

今後も農業を継続していくには、農業者の自助努力だけでは限界を超えております。農業者と関係機関が強く連携し、農業を取り巻く問題について、新たな社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化が必要です。

白鷹町農業委員会は、これらの課題を踏まえた上で、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業の振興に向けて、なお一層、委員一丸となって取り組んでいく所存であります。

つきましては、将来を展望した行政の施策展開、また農地利用の最適化の推進を進めていく上で、令和7年度予算編成並びに各種施策を推進いただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、意見書として提出いたします。

令和6年10月29日

白鷹町長 佐藤 誠七 殿

白鷹町農業委員会 会長 小林 孝次

意見書

1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

農業者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

これらのことから、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」を策定することが法定化されました。地域計画策定に向け、各地区での協議では、目指すべき将来の農業や農地利用の姿について検討されました。その計画を実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を進めることが必要です。

しかし、当事業については当初手数料無料でありましたが、令和6年10月以降契約分からは出し手・受け手から手数料を徴収することとなり、負担が増加するだけではなく、新規契約の減少や次期更新時の解約が懸念されます。持続可能な農業を推進するため、手数料率を戻していただくよう関係機関への働きかけと、併せて特段のご支援をいただきたいと考えております。

さらに、基盤整備事業は生産性の向上を図り、担い手への農地利用の集積・集約化に寄与することから、さらなる推進が必要と考えます。

- 1) 農地の集積・集約を進めるため、農地中間管理機構を通し農用地等の貸借を行う場合にかかる出し手・受け手の手数料負担額（0.75%）に対する支援の実施
- 2) 地域計画を策定して終わりではなく、計画の実行にあたり、地域農業の維持・発展に向けた取組が円滑に進められるよう、対象地区との継続した協議の場の開催や、効率的な農地利用を進めるため、農地中間管理事業の活用 の推進
- 3) 将来に向けて安定した農業生産ができるよう、農業生産の基盤と水路の整備と、大型の農業用機械・作業車が農地まで通行できるよう、農道・農道橋・林道の整備

2. 新規就農者・担い手の確保について

持続可能な農業振興には、地域農業を支える次世代の担い手の確保は重要な課題であります。今後、新たに就農をしようとする者は、初期投資となる費用も考慮しなければならず、最初の一步を踏み出すことさえ難しく、さらに、現在の農業は安定した収入を確保していくことが難しい状況であると考えられます。

そのため、農業経営を安定化させ、後継者や新規就農者の確保に向けた取り組みについて、農業者同士や農業者団体、関係機関が一丸となって、着実かつ継続的に進めていく必要があると考えております。

- 1) 農業が求職者にとって魅力のあるものとなり、職業選択の一つとなるよう、農業所得向上のため、消費者の理解を得られる農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりを進められるよう国に対する働きかけ
- 2) 新規就農者や多様な担い手の初期投資を軽減するため、離農者とのマッチングを行い、離農者の既存施設や農業用機械等を譲り受けたり、リースなどができるような経営継承の仕組みづくり
- 3) 次代を担う世代が農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場など、学校・地域における環境づくりの推進

3. 有害鳥獣被害対策について

農地は農産物を生産するだけでなく、洪水や土砂崩れを防ぐ防災機能や自然環境の形成など、多様な役割を担っており、安定的な利活用と保全が重要となっております。

しかし、農業者の高齢化や土地持ち非農家の増加などによる遊休化した農地は、雑草の繁茂のほか、有害鳥獣の棲みかとなるなど周辺農地への影響も危惧されます。

また、有害鳥獣が与える農作物や農地への被害は農業者の耕作意欲を減退させ、結果的に農地を遊休化してしまう現状があります。急激に増加してきたイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害対策として、電気柵の設置など、積極的な支援を実施していただいておりますが、その被害の範囲については、中山間地域はもとより平場にまで広がってきている状況にあります。

こうしたことから、有害鳥獣被害対策に対して、引き続き特段の支援を行っていただきたいと考えております。

- 1) 電気柵設置に対する支援事業をはじめ、若手狩猟会員の増加に向けた狩猟免許取得支援の継続実施、捕獲後の処理施設の早期整備
- 2) 東根地区の鳥獣保護区の解除

4. 農業用資材（肥料・飼料含む）、原油等の価格高騰対策について

農業を営むことに必要な生産資源や原油等の燃料価格の高騰については、鎮静化の見通しが立たない状況です。

生産コストの上昇分を価格等に転嫁できない状況が続けば、今後も農業経営を圧迫し続けることが予想されます。農業経営の継続、食料安定はもとより、農地や農村の維持にもつながるものであるため、引き続きのご支援と、国や県に対し働きかけていただく必要があると考えております。

- 1) 国や県に対し、農業用資材や原油等、価格高騰対策の継続実施に向けた働きかけと、町と関係機関が密に連携しながら、価格高騰分の差額支援の継続実施